

# 松戸市教育委員会会議録

平成26年4月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

平成26年4月定例

開 会	平成26年4月10日(木) 15時00分	閉 会	平成26年4月10日(木)16時30分	
署名委員	委員長 關 英昭 委 員 松田 素行			
出席委員 氏 名	委員長 關 英昭	○	委 員 市場 卓	○
	委員長職務代理者 瀧田 泰子	○	委 員 山田 達郎	○
	委 員 松田 素行	○	教育長 伊藤 純一	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 26 年 4 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	青柳 洋一	21	保健体育課 課長補佐	大谷 直樹
2	学校教育部 部長	大井 徹	22	〃 主事	野上 さくら
3	〃 参事監	門 良英	23		
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24		
5	〃 専門監	関 聡	25		
6	〃 課長補佐	中野 幸子	26		
7	〃 主幹	横田 浩一	27		
8	〃 主査	藤中 孝一	28		
9	〃 主任主事	橋本 欣之	29		
10	〃 主事	伊藤 翔	30		
11	社会教育課 課長	海老沢 健司	31		
12	スポーツ課 課長	米本 恭輔	32		
13	〃 課長補佐	齋藤 健司	33		
14	〃 主査	菊池 俊一	34		
15	市民会館 館長	平岡 克次郎	35		
16	図書館 館長	中川 礼治	36		
17	〃 館長補佐	中嶋 美津江	37		
18	〃 館長補佐	山田 泰子	38		
19	学務課 課長	久保木 晃一	39		
20	保健体育課 課長	浅井 康正	40		

## 平成26年4月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成26年4月10日（木） 午後3時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

### 3 議 題

#### (1) 請 願

・ 請願第3号

松戸市立図書館から紙芝居「従軍慰安婦スボクさんの決心」の撤去を求める請願

#### (2) 議 案

① 議案第21号

松戸市教育功労者の表彰について (スポーツ課)

② 議案第22号

松戸市教育功労者の表彰について (保健体育課)

#### (3) 報告等

① 「まつど宇宙と科学の日」イベントの開催について (市民会館)

### 4 その他

**委員長** 本日の教育委員会会議に、9名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

それでは、傍聴人を入室させてください。

(傍聴人入室)

---

◎開 会

**委員長** ただいまから平成26年4月の定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**委員長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を松田委員にお願いします。

---

◎議案の提出

**委員長** 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は請願1件、議案2件ですが、場合によっては追加議案がございます。その他、報告等1件となっております。

---

◎請願第3号

**委員長** それでは、初めに、請願第3号「松戸市立図書館から紙芝居「従軍慰安婦スボクさんの決心」の撤去を求める請願」を議題といたします。

本請願は3月17日に提出され、受理したものであります。請願書によりますと、当該紙芝居は、その内容が幼児の見るものとして余りに不適切であるから、市立図書館から撤去を求めるとのことです。

本請願について審議するに当たり、事務局より請願の趣旨に対する説明事項がありましたらご説明願います。

**図書館長** 請願第3号「松戸市立図書館から紙芝居「従軍慰安婦スボクさんの決心」の撤去を求める請願」ですけれども、こちらは、その内容が幼児の見るものとして不適切であるため、

図書館から撤去することを要請する請願でございます。

その理由として、大きく2点示されております。理由の1点目として、この紙芝居が旧日本軍の性を扱ったもので、幼い子どもたちに見せるには不適切であることが挙げられております。

また、理由の2点目として、この紙芝居が元慰安婦の証言だけで描かれていること、及び国会における石原元官房副長官の証言と河野官房長官の談話の成立過程に関する新聞報道をもとに、不確かな事実の検証が行われていない話であることを挙げております。

以上の理由から、請願者は松戸市立図書館から紙芝居「従軍慰安婦スボクさんの決心」の撤去を求めているものと考えます。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。

それでは、これから質疑及び討論に入ります。

**山田委員** それでは、前回の「はだしのゲン」のときにも論点が多少重なる部分についてお聞きしたことがあるかもしれませんが、改めてになるかもしれませんが教えていただければというふうに思っております。

市立図書館のホームページのほうから、資料の収集基準といったものについて記述されておりました。また、除籍基準といったものについても記述されておりました。その中から、さらにもう一つ分類別収集基準というので、これはどのジャンルかというジャンル分けをしようかというようなことについてありました。そのいずれかに当たって収集をされたものというふうに思っております。

これは、基本的には図書館の館長の権限の範囲内だと思いますが、その収集されたのがいつで、どのジャンルで収集されたのかということをお最初に教えていただければと思います。

**図書館長** 図書資料の中で紙芝居ということでございますけれども、私どもの場合、図書資料等を収集するに当たっては選定基準等、一般選定図書選定基準等に基づいて行っているところでございます。この紙芝居につきましては、基本的に児童書の評価基準の中の本の評価基準に基づいて収集を行っているものでございます。

**山田委員** すみません、もう一度お願いします。

**図書館長** 紙芝居につきましては、児童評価基準、こちらの中の絵本の評価基準に基づいて、こちらに準じて選定を行っております。また、この紙芝居につきましては、今からちょうど20年前に刊行されたものでございまして、その翌年、19年前に収蔵を行っているところでござ

ございます。平和紙芝居というもので、この「スポクさんの決心」以外にも5冊といたしますか、「アンネフランクの希望」、「原爆の子サダコの願い」、「白旗をかかげて」、「ベトちゃんドクちゃん」、「元従軍慰安婦スポクさんの決心」ということで、この5冊がワンセットになった紙芝居ということで図書資料の収蔵を行っているところでございます。

以上でございます。

**山田委員** 約20年ぐらい前に刊行されて、それがその後、間もなく所蔵されたということで、これは児童書の一環として入れられたということを確認させていただきました。

現在、ホームページで検索をいたしますと、その5冊についてはバツという、きょう現在、借りられない状態になっているということですが、これは貸し出し状況はどんなものなのかということをお知らせいただきたいと思います。

また、今回の紙芝居じゃないですけども、「原爆の子サダコ」というのは予約も入っているというようなことが1と出ておりました。この辺でどれぐらい閲覧されているのか、こういうことを教えていただきたいと思います。

**図書館長** 現在、バツ印がついているということで貸し出し中になっているわけでございますけれども、こちらにつきましては、きょうの教育委員会議のために閲覧に供するために業務上の貸し出し処理をしてございますので貸し出し処理となっております。

それから、これまでの貸し出し状況でございますけれども、今回の請願の対象となっている「元従軍慰安婦スポクさんの決心」につきましては14回、それから、ほかの資料につきましては、「アンネフランクの希望」については25回、「原爆の子サダコの願い」については34回、「白旗をかかげて」は20回、「ベトちゃんドクちゃん」については26回の貸し出しが行われているところでございます。

以上でございます。

**委員長** 山田委員、それでよろしいですか。

**山田委員** はい。あと除籍についてちょっとお聞かせをいただきたいんですが、除籍については、今ここに除籍基準というものを私のほうでプリントアウトしまして拝見をしております。この中の内容的なところから除籍をする可能性があるというのは、内容が古くて役に立たなくなった資料などという基準が一つあるんですけども、実際の運用の中で内容をもとで除籍する判断、あるいは実績というあたりがあるのかどうかをちょっと教えてください。

**図書館長** 内容が古くなって役に立たなくなった資料ということでございますけれども、例えば、実用書の中で法律関係の書類などは、法律が改正されれば当然現状と合わなくなります

ので、そういったものは新しい版のものに変えていきますし、また、年鑑等につきましては、データが古くなるような場合もございます。こういったものが内容が古くなったということ  
を理由に除籍する資料がほとんどでございます。

以上でございます。

**松田委員** それでは、4点質問をさせていただきます。全部4点質問をしてからお答えいただければと思います。

まず1点目です。これまで14回貸し出されているということですが、この内容に関して苦情とか批判、そういったものがあつたかどうか、お聞かせください。

2点目です。紙芝居という分類になっていますが、紙芝居というのは通常、どのような経過を経て子どもの目に触れていくのかお聞かせください。これが2点目です。

3点目ですけれども、紙芝居というのは先ほど児童書に区分されるということですが、通常はどこに配架されているのか、ということです。紙芝居という形態によって児童書のところに配架されるのか、それともタイトルや内容によって、図書分類されて配架されているのか、お聞かせください。

4点目です。除籍の規定として松戸市立図書館資料除籍基準という平成6年11月4日に改定されたものがあります。これによりますと、除籍資料の選定第5条に除籍資料の決定は、館長が指名した保存選定担当が行う、このようになっています。これに書かれている保存選定担当というのは、今現在何名ぐらいが指名されているのか、教えてください。

以上、4点です。

**図書館長** 4点ご質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

これまで14回貸し出しがなされたということでございますけれども、苦情の有無ということでございますが、今回、請願が出されたということでございますので、これが初めてでございます。それ以前については特段、苦情、批判という類いのはございませんでした。

それから、紙芝居でございますけれども、それに対してどのように児童、お子様たちが取り扱うのかということですが、基本的に紙芝居という資料の性質上、通常の絵本と同じように子どもたちが主体的にそれを見るという形ではございません。当然大人が読み聞かせをするとか、その紙芝居を用いてお話をすることになるわけですので、基本的には、子どもたちが選ぶというよりは大人がこの資料の選択をする、選んで借りていくというふうに、そのように考えております。

それから、この紙芝居の配架ということでございますけれども、本館の状況でご説明いた



しますと、図書館本館の1階には子ども図書室ということで児童書を中心に配架されておりますけれども、そのコーナーの一角の壁面に紙芝居専用の棚を設けまして、そちらに集中的に配架をしているところでございます。

それから、4点目、除籍に当たっての保存、選定担当ということでございますけれども、実質的には、私どもの場合には図書の選定ということでございまして、収蔵、それから除籍に当たっては選定の委員会を通じて判断をいたしております。その中で、現在で申し上げますと、司書を中心に現在3名が除籍の選定に当たっているところでございます。

以上でございます。

**松田委員** わかりました。

**市場委員** 今、松田先生からの質問の続きでありますけれども、通常は親御さんが絵本の選定はするということが多いということでしたけれども、実際問題としては子どもだけでも見れるような状況にあるのかどうかということと、その選定については以前、合議体で合議をして決めるというような形だったと思うんですけれども、除籍についても3名の合議体ということでよろしいのでしょうか。

**図書館長** 子どもが独自に出して見られないかというご質問でございますけれども、物理的には当然壁面に配架してございますから、子どもが出そうと思えば、それは出せなくはないんだろうなというように思いますけれども、通常紙芝居という形で棚の中に先ほどお示したようにございますので、こちらのほうに、棚の中にタイトルが見えるような形で壁面等に収蔵されておりますので、ちょっと絵本というような形では見えませんので、それはちょっと私の主観になりますけれども、お子様がこれを引き出してごらんになるというケースはほとんどないように私のほうでは考えております。

通常絵本、あるいは児童書というのは書棚のほうに配架されておりますので、どちらかというところ、こちらの壁面の紙芝居につきましては大人が読み聞かせをするために選ぶ資料だというような認識でおります。

それから、もう一点でございますけれども、先ほどの除籍の決定に当たってでございますけれども、選定委員会の経過の中でやっておりますので、それは合議の中で決定をいたしております。

以上でございます。

**委員長** よろしいですか。ほかに質問等はございますか。

**山田委員** もう一回お願いします。

私お伺いして配架状況がどのようになっているか拝見しましたら、かなりの数の紙芝居がありまして、その中にコーナーがありました。質問が2つあって、1つは、紙芝居全体でどれぐらいの数があるのか、多分3段か4段になって、一番下はそれこそ小さな子どもが手が届くようになっておりますけれども、そこに全部でどれぐらいの数の紙芝居がある中の一つなのかということが一つ。

それから、もう一つ、こちら請願にも書いてあるんですけども、平和紙芝居のコーナーというのはなかったんです。あるのは戦争の話というタイトルがあって5つ6つのものがありました。そのほかにもいろんなコーナーがあるという中の一角で、平和紙芝居というコーナーはなかったと私は認識しているんですけども、それはいかがですかということをお聞きしたいと思います。

**図書館長** 紙芝居につきましては、本館で収蔵している紙芝居については、現時点で845タイトルという形になります。

それから、今お話のありました平和紙芝居、それから小さなコーナー、戦争の話というお話でしたけれども、私どものほうで電算システムで書誌データを管理しております。その中の分類上は平和紙芝居という形で収蔵しております。ただ、実際の配架状況の中の分類といえますか、ご案内の表示としては戦争の話ということで利用者にわかりやすいような表示になっているところがございます。

以上でございます。

**山田委員** 今の関連ですけれども、平和紙芝居の検索をすると、「平和紙芝居」と漢字で検索するとこれが出てくるけれども、「平和かみしばい」と後ろを平仮名にすると別のも出てくるというようなことで、それは分類というのか、そこに印刷されているタイトルを印刷しているようですが、平和紙芝居というジャンル分けにどれぐらい意味があるのかということをもうちよっと補足していただけますか。

**図書館長** 先ほどご説明いたしましたように、平和紙芝居という表記について漢字と平仮名があるということですが、電算システムで管理しているのは書誌データということでございますので、これは出版された出版社のデータをそのまま適用しているところがございますので、そのようないわゆる平和紙芝居につきましても漢字と平仮名に分かれるというような形になっております。

以上でございます。

**瀧田委員** 請願書の中に幼児が読むものとしては余りに不適切という言葉があります。それか

ら、多々「幼い子」という言葉が使われていますので、一つの戦争の一面を描いたものとして子どもには少し影響が強くないではないかということですが、幼児が理解できるような言葉ではないと思うんです。幼児というのは幾つを指しているのかというのが一つの観点になりますし、幼い子というのは幾つからのことを言うんでしょうか。

それから、さっき紙芝居があるところを、小さい子どもが手が届くところと、それから手が届かないところとありますから、そういうところでも全部無造作に幼児が見開いて、そして、その書いてある内容を理解するということは考えられなく、どちらかという大人の手が入り、それを一つ説明したりなんかするときの題材に使うことはあるのかなというふうに思いましたから、そこには一つ大人の意味が介在するのではないかというふうに私は思います。

幼い子が本当に興味本位で、何もわからなくて見るという危険性は、私は今のところそこに並べられている状態では思わないですね。ただ、やはり例えば本を除籍するという場合に、全部が全部今悪書だという視点ではなくて、資料室とか、そういうところに保管をしながら、やはりこの時代をある一面から書いたものがあっても残していくというのも一つの図書館の仕事ではないかなというふうに思いますので、請願は請願として私たちもしっかり受けとめはしますけれども、一方的な解釈だけですぐに行動をとるわけにはいかないかなというふうに思ったりして、今非常に悩んでいるところでございます。

**委員長** 瀧田委員のただいまの発言は、前半は質問、後半は私見でしたので、それはまた後で、討論の中でやりましょう。

まず、前半の部分を。

**図書館長** 幼児という範囲でございませうけれども、基本的には就学時前の年齢のお子さんたちを指すのかなというふうに理解しております。

**委員長** そうですね。教育長、これ何か幼児の定義はありますか。質問されたので、学校教育法に定義規定があるかどうか探しています。

**教育長** 幼児ですか。

**委員長** 22条では幼児という言葉が出てきていますが、これは幼稚園についての幼児という言葉使いをしています。

**教育長** ないですね。3、4、5、6歳ぐらいでしょうけど。今のところ。

**委員長** 学校教育法26条の規定は、恐らく教育長の考え方と同じとみていいでしょうね。

**瀧田委員** そうですね。そういう意味では理解の範囲をずっと超えている内容の文章だと、単

語一つとっても思いますので、即幼児がそのことで精神的な育ちゆく過程での悪影響を即そのまま受けるとは私は思わないと、それは私見ですね。申しわけありません。

**市場委員** この資料については、実際に入れるときに特にどこからか寄贈されたとか、そういうことではなくて、通常の審議の結果、購入が決まったということによろしいでしょうか。

**図書館長** 寄贈ではなく、図書館として購入したものでございます。

**委員長** 先ほど山田委員が収集基準、分類別収集基準、除籍基準があると説明されました。除籍基準に関連するんですが、図書館の図書というのは、図書館の財産ですね。したがって、図書館ではどういう表現をするのかわかりませんが、買う場合はともかく、除籍は財産を破棄するという性格のものですよね。

したがって、その基準に基づいて廃棄、あるいは除籍しないと財産上の問題が生じます。その辺どのように理解したらいいんですか。

**図書館長** 基本的に図書は値段というか、価格の大小、安い、高いにかかわらず備品という形で収蔵しております。一般に財務会計上の処理としては、一般の事務部局ではある一定の金額で備品、あるいはそれ以下は消耗品みたいな切り分けはございますけれども、図書館におきましては、価格の大小にかかわらず備品として、財産として管理しているところでございますので、当然にそれは財産、廃棄処分という形になれば、それは台帳から削除するような形で適正に財務会計上も処理をしているところでございます。

**委員長** つまりこれは市の財産に該当するという見方をしてよろしいと。

**図書館長** はい。

**委員長** 先ほど平和紙芝居5巻セットで購入したと説明されましたが、これは1巻ずつ分売というんでしょうか、1巻ずつ買うことはできるんでしょうか。

**図書館長** 分売といいますか、それはちょっとできないということで。

**委員長** 5巻セットで買うしかない。

**図書館長** 5巻セットで買うしかないということです。

**委員長** わかりました。

それでは、討論に入りたいと思います。

請願はこれを撤去してほしいというのが中身です。それについて皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。瀧田委員には先ほどおっしゃっていただきましたが、他の委員のご意見はいかがでしょうか。

**山田委員** 発言は一遍に終わらせなくていいですか。討論ですから。

**委員長** どうぞ、ご自由に話してください。

**山田委員** まず、この間の学校図書館のときと同じなんですけれども、私、基本は同じだと思っているんですが、ある一定の書物を見せるべきだ、あるいは見せないべきだということを行行政関である教育委員会が判断をし、それを図書館に指示をするというのは、私は根本的に間違っている。というか、それをやってはいけないんだというのがまさに反省の上に立ったあるべき姿だろうと思うんです。これはどう解釈しても、私はそこはどうしようもない。だから、この場でこの議論をするということが何なのかというところなんです。

じゃあ、なぜここでやっているのかといたら、請願が出て、出していただいて、それについて議論してほしい、これはやるべきなんです。これは請願の自由でありますからやるべきであるということで、我々は絶対にこれはしっかり受けとめて考えなくちゃならないという上でやっている。

そうすると、仮にここで何かが、これは請願ですから採択されてもされなくても、最終的には権限のある図書館の判断だという前提になってしまう、これはどうしようもないんですが、その上で、その前提の上であえて申し上げます。参考に中身を全部逐一拝見して、絵はともかく、文章の中で例を挙げれば、「日本軍のセックスの奴隷でした」という言葉が絵本として読み聞かせるときに幼児たちに何だと思ったらこれはどうなんだ、目的が何なのかということも感じますし、一番最後にある「日本政府の言っていることを聞いて決心した」と、これもこの方のおっしゃっている事実なのかもしれないけれども、非常にそういう意味では一方的であるというふうに私は個人的に感じていますし、とてもはっきり申し上げれば腹立たしく感じる一人であります。一方、こういうことが置いてあることに関して撤去すべきかということ私を私はここで論じるべきではないということも一方で思っているということがあります。

もう一つ、図書館に行くと、例えば雑誌のコーナーに「正論」という産経新聞が出している、どちらかという右と呼ばれるような書物のすぐ近くに教育科学研究会というところが出している、君が代、日の丸が強制されていて、これは大変まずいというようなことを論評している雑誌があり、いろいろなものが置いてある。

もうちょっと俗っぽいところで言うと、安倍晋三さんの「新しい国へ」という本の横に「怒れ、9条」、憲法9条を守るべきだという本が真隣に置いてあったんですね。だから、そういう意味で図書館というものの役割の中にはそういうことがあるんだ。いろんなことがあるということ理解した上でこういうものは許容をされるんだなということを、私は個人的

な腹立たしく思う思いとは別に今思っているところです。

ですので、私の結論としてはどうしても変わりようがないので、一番先のところにあるなというところが感覚でございます。まず皮切りに申し上げました。

**委員長** いい皮切りをしていただきました。

そういう意味でいかがでしょうか。

**松田委員** それでは、私の意見を述べさせていただきます。そもそも図書館というものが社会教育のための機関だというようなことが社会教育法のほうに示されています。ということは、社会教育のための施設ですから、学校教育と違って、やはり求めに応じて学習を可能にしていくようなシステムとして図書館の存在なり役割があると思います。

そうしますと、これまでに14回貸し出された経緯があるということにつきまして、これは市民の需要があったんだろう、あるいは研究したいという人が、あるいは自分たちで見たい、あるいは子どもに見せたいというような、そういういろんな目的があるにせよ、これは市民の需要があって、これが活用されているということになります。まず第1点目に私はこの点を押さえさせていただきます。

第2点目に、紙芝居が通常どのような形で使われるのかということをお先ほど質問させていただきました。その際にお答えいただいたのは、通常は大人が介在しているということでした。というのは、この請願では余りにも不適切だと、これを評している点について考えを述べます。もし、子どもが自由に紙芝居を選んで見ることになっているとすれば、文言一字一句、先ほど山田委員がおっしゃったようなセックスの問題だとか、あるいはこの文章、紙芝居の中には例えば下着をはぎ取るとか、そういう文言は気になります。絵のほうは、やっぱり20年前のということがあってなのかもしれませんが、今の不適切さとはかなり違う形で表現されていると受け止めました。そこで、要するにこの図書を判断するかどうかということになっていきますと、大人の判断があって、そしてそれを大人の意図で子どもに伝えていくという使われ方をしているという説明がありました。それが正しいかどうか、あるべき姿かどうかはわかりませんが、現状ではその形がとられているということになっているようで、紙芝居のこれは特徴であろうと考えられます。そこで、余りにも不適切だということになってくると、大人側の図書選択の問題など家庭教育の問題等、そういったものも同時に論じなければならなくなってくるのではないかと感じました。

それから、意見の3点目ですけれども、請願では、紙芝居に関しては、元慰安婦証言だけで描かれていて検証はされていないと書いてあります。紙芝居というものが全て検証されな

ければいけないのかということになってきますと、紙芝居の考え方として違うのではないかと考えています。

そして、先ほどの説明の中で、児童書に区分され、児童書評価基準にのっっているのが紙芝居であると説明がありましたけれども、その児童書評価基準というのを見ますと構成として起承転結がはっきりしているか、これが一つの評価基準になっています。その上で見てみますと、この紙芝居は決してそういう基準にはなっていないのではないかと。つまり、そのことは請願には含まれていませんので私は何も言えませんが、検証されなければ紙芝居にしちゃいけないんだという論理は、私はちょっと受け入れることができない願いでございますが、この紙芝居は児童書評価基準を満たすものになっていないのではないかと。思うところがあります。

それから、4点目ですけれども、除籍のシステム、つまりこの本はもう既に閲覧に供されていますので、問題となるのは資料収集ではなくて除籍なんだろうと思います。そうしますと、除籍のシステムがどうなっているのかということを考えてみますと、3名の合議でこのシステムが運用されるということになっています。ということは、特定の者がこれを撤去するというようなことができないシステムになっておりますので、この除籍のシステムという、松戸市のシステムというものも私はきちんと整備されているのではないかと。いうふうに考えています。

したがって、これを撤去するのかどうかということにつきましては、図書館のほうでこのシステムを機能させていただいてご検討いただくという、それが筋なのではないかなと思います。

以上です。

**委員長** ありがとうございます。

最後のところは、山田委員の論理の進め方とほぼ同じと見てよろしいですか。

**松田委員** はい。

**委員長** ほかにいかがでしょうか。

瀧田委員は先ほどおっしゃっていただきましたけれども、市場委員、何かありますか。

**市場委員** それこそ山田委員のおっしゃることとほぼ同じですけれども、図書館の資料収集とか除籍についてはきちんと図書館が責任を持ってやるべきことであって、ここで何か決定をして図書館に指示をするというようなことはやっぱりやるべきことではないということは大前提というのは山田先生のおっしゃるとおりだと思います。

この内容が本当に幼児にふさわしいかどうか、紙芝居としてあることについてふさわしいかどうかということについては、確かに疑問を持つところは個人的にはあることはありますが、それを含めてきちんと図書館のほうで内容を含めて判断した上で購入されて、今閲覧されているということだと思いますので、それをここで何かおかしいということを言うような性質のものではそもそもないということだと思います。

**委員長** ほかに何かご意見等ございますか。

**山田委員** すみません、何回も。どのように活用されているのかなと思って、インターネット上ですがこの紙芝居のタイトルをたたいてみると、例えば、これは愛知県のお子さんを持ったお母さんがつくっているブログですね。ヨガのインストラクターで、そのブログなんでしょう、その中に、図書館に行つて子どもたちを連れて行って遊んであげたらお姉ちゃんが紙芝居を妹のために持ってきた、中にこれがあった。このお母さんのそのままの言葉で言えば、「「スポクさんの決心」、ディープ過ぎないかい?」、いろいろ書いてあって、「はあ、知らなかった、スポクさんの気持ちになりきり、30分ほど絶望的な気持ちになりました。落ちます」と書いてありました。「日本も世界中が狂ってたんやな、やっちゃいけない」、例えばこういう使われ方をすることとか、それから、ある戦争展というのを信州、長野県でやった方の中でこういう紙芝居を借りたのか持っていたのかわかりませんが、私が聞いたところ、出版社ではもう絶版になっていて売っていないということですから、新たに買うことはできませんので恐らくどこか図書館で借りたんでしょうけれども、そういうものを集まって写真展とこういう紙芝居をやっている。あるいは、一宮の地域母親大会というのがあって、そこでこういうものを、ある講演と並行して紙芝居を、ある劇団がその公演を行ったというような使われ方をしているということでもあります。

私は、さっきも言いましたとおり、自分と考えの違う人がこういうふうなこともやっているのかという新鮮な驚きでありまして、こういう人が何を大事に思い、何を子どもたちに伝えたいと思ってやるかということに関しては、非常に個人の見識でやっていらっしゃることなんだなということに素直に共感はできないにしろ、理解をする一助に今回したということ です。

ですので、重ね重ねですけれども、結論としては、例えばこういう議論とか、あるいは今回の請願の過程でとか、いろんなところでこういう議論が起きる、これは民主主義として絶対必要なことなので、かつ合議体の3人の除籍担当の方のお話というのも、これも合議の中で本当に合理的な結論にだんだん近づいていって、皆さんが考えて皆さんがその権限の中で



やるべきことだということを感じておりますので、今回についてはいろんな意見があるんだなということを感じさせていただいた中で、ここで私は除籍をすべきであるとか、公開すべきではないということについては、そういう枠をはめるというのはおかしいのではないかと  
いうことでございます。

**委員長** わかりました。

**松田委員** もう一つ、すみません、言わせていただきます。

平成18年に文部科学省のほうから公立図書館の設置及び運営上の基準というものが示されていまして、その中に図書館というのは住民の要求に応えるために種類や量、そういったものをきちんと整理しなさいと書かれています。つまり、公立図書館というのは、住民に対して思想、意見、その他種々の情報、資料を提供する法的な場である、こういうような記述がありまして、これに従って公立図書館というのは整備されていかなければいけないだろうと考えるわけです。

ただし、一方で分類配列を適切にすることというようなことが書かれていまして、私はこの問題につきまして表現とかいろいろ加味してみますと、確かに幼い子がこれを読んだり、そのまま聞かせたりするということになってくると、これはどうかなというような思う表現も一部、私、個人的には感じることもあります。しかし、公的な図書館からすれば、これは機能として備えなければいけない。ですから、分類という面で先ほど児童書評価基準に従っていないのではないかと申し上げましたが、配列区分、配架基準ですか、それを今後検討していただく余地というのがあるのではないかと考えています。それが今回の私の結論ということにさせていただこうと思います。

**委員長** ほかにいかがでしょう。よろしゅうございますか。

これで3回目の、陳情を議論したことになります。「はだしのゲン」と、それからこの前、歴史教科書についても議論をしました。そういう請願があつて、我々教育委員もそれに応じた勉強をさせてもらいました。意見交換する中であるべき姿、あるいは現在はどうかということの認識も新たにしました。最終的には、ここでこういう本は学校図書から排除すべきだとか、あるいは図書館から取り除くべきだというようなことを意思決定する機関であるかどうか問題となります。我々にそういうことを判断する権限があるかどうかということとは、最終的には組織のあり方にとって重要な点だと思います。山田委員はそこをおっしゃったわけですね。

だから、それを最初に出してしまうと、請願を受けたことに対する何ら回答になりません

から、それを前提として我々も勉強させていただいて、そういう勉強をしたことを前提とした上で、結論的にはどのように判断したらいいか、請願についてどういうふうに判断したらいいかという手順で考えてみました。委員会としては、書籍の選定や除籍は、原則としてそれぞれの組織や機関におまかせしている、と考えています。

したがって、皆さんのご意見出ましたので、採択するか、不採択にするかについての結論に向かってよろしゅうございますか。

一応前回と同じように、この請願を採択するかしないかを挙手でお願いしたいと思いますですが、それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、この請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。ゼロです。

この請願は不採択という方は挙手をお願いします。全員です。

結論が出ました。ただいまの採決のとおり、請願第3号は不採択となりました。

以上です。ありがとうございました。

なお、私の個人的な意見を言いますと、この請願書の、理由の中に、最初にこんな表現があります。「本当に専門知識のない人たちの論議だ」ということ、それから、「なにもわからず議論して何の意味があるのか全く不可解です」という文言があります。これを拝見しまして、プラトンの「ソクラテスの弁明」を思い出しました。人間はどれだけ知っているかという、知らないことのほうが多いんです。あれだけの哲学者である、ソクラテスですが、アテナイの若者を（煽動）扇動したという罪で死刑になるわけです。しかし、ソクラテスが言ったことは、多くの政治家や学者は自分は何でも知っていると言うけれど、ソクラテスは、自分は知らないことがあるということを知っているから、それだけ彼らよりは賢明なんだろうなという言葉があります。この請願を見ましてこの言葉を思い出しました。我々は知らないことの方が多いんです。だからこそ議論をして、皆さんで知恵を出し合って一つの妥当であろうという結論を導き出したいと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

**教育長** 結果を受けて。

ありがとうございました。議論を一つ一つ、貴重なご意見やお考えとして事務局としては受けていきたいと思えます。

山田委員の意見、それから松田委員の意見、結果を決めるには、やっぱりその辺がすごく重要な、これは立場として変えてはいけなわけなんですけど、殊、教育に関しては、これは

いつも部下にも言うんですけれども、教育というものについての皆さんの意見というのはそれぞれが全部正しくて間違っているわけじゃない。ただ、公を預かる者としては、それをどれだけこのシステムに受け入れて運営していくことができるかということで、今回の図書の例えば蔵書の選択にしても、逆に除籍の選択にしても、やっぱりその辺はすごく重要ですので、改めてそういう意味で図書館のシステムをきちんとしなさいということのご意見でもあろうと思います。慎重にその辺の運営は、と思っています。ありがとうございました。

**委員長** 教育長がそうおっしゃったのであえて一言つけ加えますが、歴史評価というのは難しいんです。検証できるかどうかというのは難しいんです。したがって、現在の知り得た知識や、あるいは成果をもってしてある程度のことは結論として言えますが、それが絶対的な真実であるということは誰にも断言できません。それが歴史です。したがって、比較的歴史評価を伴うような事案についてはお互いにそれぞれの立場を認め合う、尊重し合う、あるいは寛容な気持ちで接することが大事で、それがないとどうしても衝突することになる。それは議論の衝突にとどまっている場合はいいんですが、感情論になってくると思わぬ方向に行く危険性もある。お互いに寛容の精神を持って議論しなければいけないんじゃないかなというふうに私は思っています。

**山田委員** 関連して。図書館に行くと、本屋さんに行くのと違って一定のレベル以上のという言葉が正しいかどうかわかりませんが、本当に知が満ちあふれている、意外に古い本ばかりかなと思うとそうでもなくて、結構ここ数年の本もたくさんあって、やっぱり図書館の充実は大事だなということも改めて感じました。

これは全然話題が違うんですけれども、議事録に残すようなことじゃないんですけれども、感想として。

**委員長** そうですね。そういう意味では選定委員がおって、皆さんが自己の良心と判断で選定している、専門家が選んでいるというふうに理解しましょう。とてもいい応援をいただきました。ありがとうございました。

---

#### ◎議案第21号

**委員長** それでは、先に進みます。

議案第21号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明ください。

**スポーツ課長** 議案第21号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

最初に、提案理由ですが、スポーツ推進委員として活動されていた方々が、平成26年3月31日をもちましてご退任されたことから、これまでの多大な功績と労苦に感謝の意を表し、表彰するため、ご提案するものでございます。

今回ご提案させていただきましたスポーツ推進委員は、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号に該当するものでございます。

2ページをごらんください。

今回の表彰対象者は7名でございます。経験が長い方は、木村明正さんで21期、42年、続いて、藤咲友男さんで15期、30年となっております。各スポーツ推進委員の経歴等につきましては、3ページ以降の推薦調書に記載のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**委員長** ありがとうございます。

議案第21号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

**市場委員** この推薦の基準というのとは何か、単に期数だけではえらく差があると思うので、どういう基準なのか。

**スポーツ課長** 第2条5号に該当します。この第2条5号は、法令、条例、規則に定める委員の場合、3期または6年以上の退任時に表彰するということになっております。

**松田委員** 質問です。2ページには推薦者名簿では第2条の5号が適用されるとなっておりますが、3ページは第5項が適用項目になっています。第5項とは何か、ご説明をお願いします。

**スポーツ課長** こちらの推薦調書のほうが間違っておりまして、第5号が正しいものでございます。申しわけございません。訂正をお願いいたします。

**松田委員** 大事なところですので、正確をお願いします。

**スポーツ課長** 申しわけございません。

**委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** 特になければ、これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第21号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第21号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第22号

**委員長** 次に議案第22号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

**保健体育課長** 議案第22号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明させていただきます。

最初に提案理由でございます。学校医、学校薬剤師として勤務されていた4名の先生方が平成26年3月31日をもちましてご退任されたことから、これまでの多大な功績と労苦に感謝の意をあらわし、表彰するため、ご提案するものでございます。

今回ご提案させていただきました学校医、学校薬剤師の先生方につきましては、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号に該当するものでございます。

議案書22号の2ページ目をごらんください。

表彰対象の先生方は、学校医の先生3名、学校薬剤師の先生1名の計4名の先生方で、学校医としてのご経験は、長い順に、市川公子先生が37年、続いて丹羽康雄先生が34年、鈴木俊英先生が13年で、学校薬剤師の野山典子先生は21年となっております。

それぞれの先生方のご経歴等につきましては、議案第22号の3ページ目以降の推薦調書に記載のとおりでございます。

なお、学校歯科医の先生方で対象となる先生方はいらっしゃいませんでした。長い年月にわたりまして、児童・生徒の健康の保持増進と学校保健の推進のため、ご尽力をいただきました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。

議案第22号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

皆さん、議案についてはご異存ないと思いますが、ただ、記録として残りますので形式上の質問をします。4ページをごらんください。

丹羽先生の経歴のところを見ると、学校医としての経歴の年代表記の仕方が、ほかの方の書き方とちがいます。昭和60年の次が平成があったと思ったらその次に昭和55年があります。こういう書き方に何か意図があったんですか。

**保健体育課長** そうですね。先生方によっては複数の学校を兼務されている先生方がいらっしゃいましたので学校ごとに書いたという形をとりましたが、見やすいように今後考えていきたいと思っております。

**委員長** それは単なる書式の問題ですが、拝見したときにちょっと違和感を感じただけです。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** では、議案第22号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第22号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第22号は原案どおり決定しました。

---

#### ◎議案第23号

**委員長** もともとの議案は以上でしたが、本日、教育長から新しい議案が追加提出されました。今、お手元に配付いたします。

教育長がただいまご説明申し上げたように、議案第23号として提出されたものがそれです。これを日程に追加変更の上、直ちに議題にしたいと思っております。この点についてご異議ございませんか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第23号を日程に追加変更の上、直ちに議題とすることに決定いたします。

議案第23号を議題といたします。

本件は人事案件です。したがって、秘密会としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ありがとうございます。それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきましたが、この秘密会は規定により一定の人しかお残りいただけません。松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴人はご退席願います。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部参事監、教育企画課

長、教育企画課専門監、教育企画課長補佐、学務課長、以上でございます。その他の方はご退席願います。

---

(以後、秘密会)

---

**委員長** ご報告いたします。

議案第23号は、原案どおり承認いたしましたことをご報告いたします。

---

◎報告第1号

**委員長** 次に報告事項です。

お願いします。

**市民会館長** では、お手元にお配りいたしましたチラシのほう、こちらを見ていただきたいと思えます。

4月20日、この日は山崎宇宙飛行士が宇宙でのミッション終了後、スペースシャトルディスカバリー号で帰還した日が記念日となっております。昨年に引き続きことしも「まつど宇宙と科学の日」イベントの開催を予定しております。当日のタイムテーブルでございますが、まず12時に開場、12時30分開演、13時から、東京大学サイエンスサークルCASTによる舞台での科学実験、「怪盗カンデラからの挑戦！～光のナゾをとときあかせ～」、その後、休憩を挟みまして、14時5分から山崎直子宇宙飛行士の特別講演、「かけがえのない地球～過去・現在そして未来」、その後でございますが、30分ほどの質疑応答コーナーを設けまして、終演は15時30分の予定でございます。

また、当日は、プラネタリウム室、NAOKO SPACE PLANETARIUMを無料開放いたしまして、投影時間は10時30分、11時30分、13時30分、14時30分、15時30分の計5回を予定しております。上映時間は各20分で、定員は80名でございます。

投影内容につきましては、画像による山崎宇宙飛行士のあゆみの紹介と今夜の星空解説を予定しております。

説明は以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。

何かご質問ありますか。

**山田委員** 先ほどの記念日というのは、「まつど宇宙と科学の日」というのはどういうふう  
に決まったのですか。正式な松戸市の記念日なのかなと。

**市民会館長** 山崎宇宙飛行士が帰ってこられましてパレードを行いまして、そのときに学校で、  
当時の市長のほうから4月20日を記念日にするということで決まっております。

**山田委員** 市長が決めたんですか。

**市民会館長** はい。

**委員長** 記憶するための確認ですけれども、先ほどはディスカバリーで地球に帰還した日とお  
っしゃったのが4月20日。市長が決めたのは、そういう意味ではその日を記念日にしよう  
というふうに後日決めたということですか。

**市民会館長** 後日決めたと。

**山田委員** ということは、日曜日じゃなくなるということもあるんですか。

**市民会館長** 4月20日ですので、ちなみに来年は月曜日ということで。

**委員長** 名誉市民ですからね。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

---

#### ◎その他

**委員長** その他に移ります。

事務局より何かございますか。

**教育企画課長** 次回の教育委員会議の日程でございますけれども、5月の定例会でございます  
けれども、平成26年5月8日木曜日、午後2時から5階会議室で開催ということでいかがで  
しょうか。

**委員長** いかがでしょう、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは確認いたします。次回の教育委員会会議は、平成26年5月8日、午後2時か  
ら、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

前後しましたが、委員の皆さんで何か追加的なご報告等ありますか。

(「ありません」の声あり)



---

◎閉 会

**委員長** それでは、以上をもちまして、平成26年4月定例教育委員会会議を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時30分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員